

平成20年度から市県民税が変わります

損害保険料控除が変わり、地震保険料控除が創設されます

平成20年度から、地震保険料控除が新たに創設されます。居住者（生計を一とする配偶者やその他の親族を含む）の所有する住居用建物・生活用財産（家財など）を対象とした地震等損害部分の保険料（地震保険料）を支払った場合には、平成20年度より市県民税の控除対象となります。

【地震保険料控除の計算式】

市県民税 地震保険料控除 = 支払った地震保険料 × 1/2 (限度額25,000円)

所得税 地震保険料控除 = 支払った地震保険料 (限度額50,000円)

地震保険料控除の創設に伴い、これまでの損害保険料控除が変わります。平成20年度から短期損害保険料控除が控除対象から外れます。長期損害保険料控除は、平成18年末日までに締結したものに限り、控除対象となります。

ただし、長期損害保険料として控除できる金額は、市県民税で最高1万円、所得税で最高1万5千円となり、地震保険料控除と併せても控除できる金額は、市県民税で2万5千円、所得税で5万円が限度となります。

住宅借入金等特別控除適用者に対する調整措置が取られます

税源移譲で所得税が減少することにより、住宅借入金等特別控除が所得税より大きくなり、所得税から控除しきれなくなる場合があります。平成11年から平成18年までに入居した方に限り、申告することで、所得税から控除できない差額分を平成20年度分以降の市県民税の所得割額から控除します。

対象 平成11年から平成18年までに入居した方で、住宅借入金等特別控除限度額が所得税より大きく、税源移譲により控除しきれない額がある方。給与所得の方（サラリーマンなど）の場合は、源泉徴収票の摘要欄の「住宅借入金等特別控除可能額」に金額が記載されている方。

「市県民税住宅借入金等特別控除申告書」は、平成20年1月中旬以降に、袋井市役所または、磐田税務署で配布します。

「確定申告を提出する方」と「給与収入のみで確定申告をしない方」では申告書が異なりますので、ご注意ください。

申告期限 毎年3月15日（平成20年は3月17日(月)）

< 確定申告をする方の場合 >

確定申告時に「市県民税住宅借入金等特別控除申告書(確定申告書を提出する納税者用)」を税務署に提出してください。磐田税務署から袋井市役所へ申告書が回送され、市県民税が減額されます。

< 確定申告をしない方の場合（サラリーマンなど） >

年末調整時に税務署から発行されている「給与所得者の住宅借入金等特別控除申告書」と金融機関から発行されている「住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書」を勤務先に提出してください。

勤務先から交付される源泉徴収票の摘要欄に「住宅借入金等特別控除可能額」が記載されます。

毎年3月15日（平成20年は3月17日(月)）までに「市県民税住宅借入金等特別控除申告書（給与収入のみを有しており確定申告書を提出しない納税者用）」を袋井市役所税務課に申告してください。その時、申告書に勤務先から交付された源泉徴収票を必ず添付してください。

平成19年に所得が減って所得税が課されなくなった方は、平成19年度分の市県民税額から税源移譲により増額となった市県民税相当額を減額して還付します

税源移譲は所得税を減らし、市県民税を増やすという改正でしたが、所得の変動により所得税の軽減の影響を受けずに、住民税の税負担の増加の影響のみを受けた方は、経過措置として市県民税を還付します。

対象 平成18年と比べ平成19年の所得が大きくなった方で、次の両方を満たし、市県民税の納付が済んでいる方。

平成19年度市県民税の課税所得金額（分離分を除く） > 所得税と市県民税の人的控除の差の合計額

平成20年度市県民税の課税所得金額（分離分を含む） > 所得税と市県民税の人的控除の差の合計額

申告期間 平成20年7月1日(火)～31日(木) 市県民税減額申告書は、袋井市役所税務課で配布予定です。

手続きの流れ 市県民税減額申告書を平成19年1月1日現在の住所所在地の市区町村に提出してください。市役所では、申請があった方の平成19年度と平成20年度の課税状況を調査させていただき、該当する方は、平成19年度の市県民税を還付します。

☎ 税務課市民税係 ☎ 44-3109